

令和 7 年度奈良県歯科医療安全管理体制推進特別事業委託仕様書

1 目的

より安全・安心で質の高い歯科医療の提供に寄与することを目的に、医療安全管理体制の整備を推進するため、医療従事者等を対象に、院内感染の防止や医療事故等を未然に防ぐためのスキルの向上、医療安全に対する意識高揚に資する研修会を開催をする。

2 業務概要

(1) 名称

令和 7 年度奈良県歯科医療安全管理体制推進特別事業

(2) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 3 日（金）

3 業務の実施場所

奈良県全域

4 委託内容

- ・ (1) 及び (2) を目的とした研修会を各 1 回以上実施すること。
なお、(1) (2) の研修会は、同日開催でもよい。
また、オンライン形式又はオンライン形式を併用することも可能である。
 - (1) 診療環境体制の充実・強化事業
 - (2) 歯科医療感染対策事業
- ・ 研修会は、以下の①～⑨の事項のうち、1 つ以上の内容を盛り込むこと。
 - ①歯科医療安全管理体制の構築に関する事項
 - ②歯科医療機器の感染防止対策、保守管理等に関する事項
 - ③歯科医療における医薬品、材料等の取扱いに関する事項
 - ④歯科医療機関内の環境整備、水質管理、医療廃棄物処理等に関する事項
 - ⑤歯科診療において特別な感染防止対策が必要とされる治療に関する事項
(インプラント手術や外科処置)
 - ⑥歯科診療において標準予防策の構築に関する事項（H B V、H C V、
H I V キャリア等を含む）
 - ⑦歯科技工物に対する感染防止対策に関する事項
 - ⑧地域における課題の把握・評価等に基づく、効果的な歯科医療安全管理
の普及定着に資する事項
 - ⑨その他歯科医療安全管理体制の推進に資する事項

5 実施体制

本事業を行うため、業務を円滑に遂行できる事業推進体制を整備すること。

6 委託業務完了報告書の作成

受託者は、委託業務完了報告書（事業概要、事業内容、研修会案内通知、研修資料、アンケート結果、会計報告書等）を作成し、契約書に示す期日までに部県に提出すること。

7 経理処理

経理処理に当たっては、次の点に留意すること。

- （１）当該事業に係る経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、収入額及び支出額を記載し、経費の使途を明らかにすること。
- （２）経理に当たっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間、奈良県知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

8 その他留意事項

- （１）業務の遂行について、奈良県の求めにより随時報告をすること。
- （２）受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密（個人情報を含む）を他に漏らしはならない。
- （３）その他、本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、担当部局と協議の上決定することとする。
- （４）受託者は、当該事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、あらかじめ県の承認を受けた場合は、この限りではない。
- （５）個人情報の保護に関する法律等の関連法規（個人情報取扱特記事項（別紙１））及び労働関係法令（公契約条例に関する遵守事項（別紙２））を遵守すること。
- （６）契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。

<別紙 1>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性がある あることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契

約の完了後、直ちに、委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 委託者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

＜別紙 2＞

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。